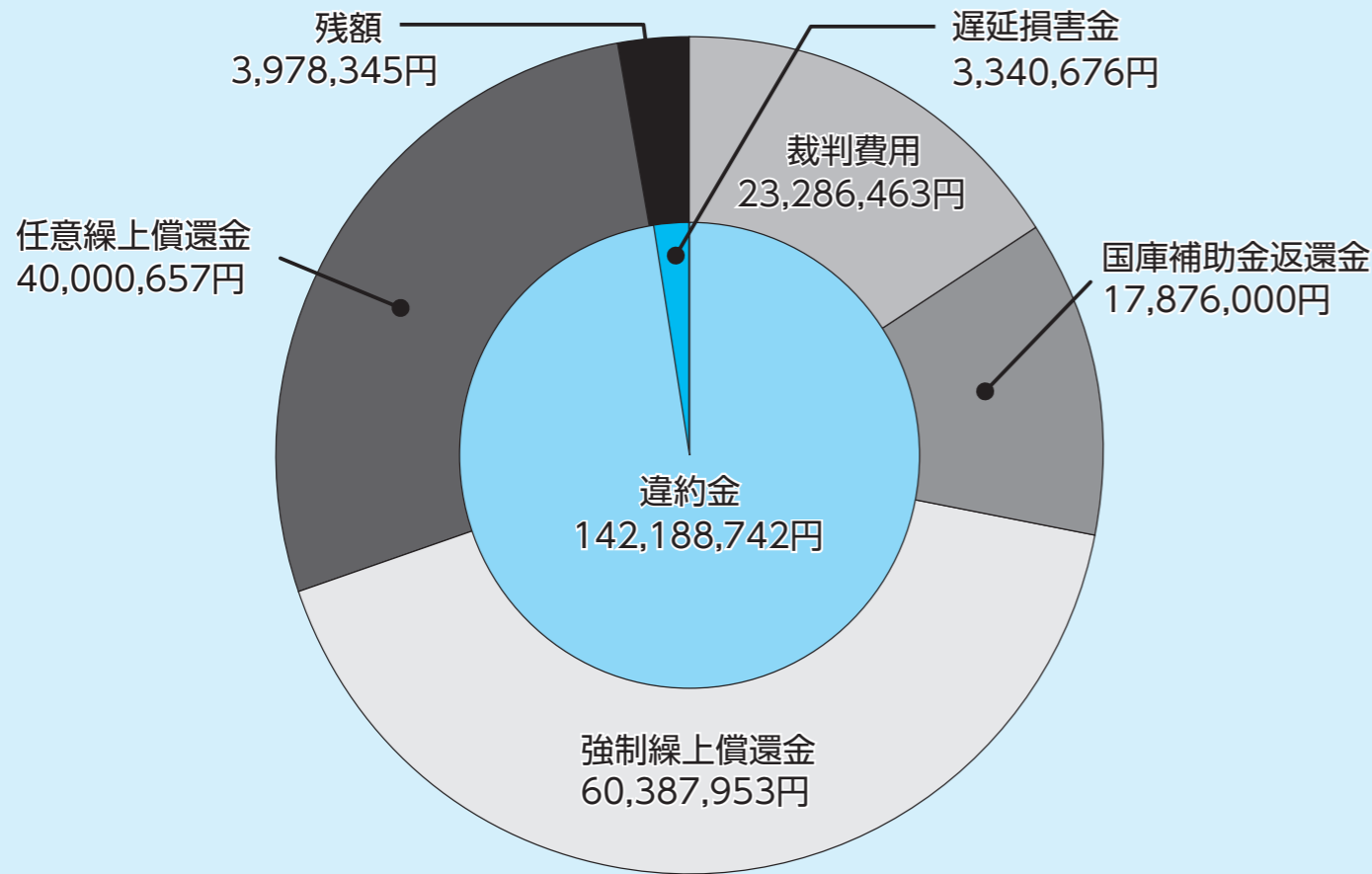


# 違約金請求事件の収入と支出



総額 1億4,552万9,418円

# 違約金請求事件の収支について

## 収入

違約金	142,188,742円
遅延損害金	3,340,676円
合計	145,529,418円

## 支出

裁判費用	23,286,463円
国庫補助金返還金	17,876,000円
強制繰上償還金	60,387,953円
任意繰上償還金	40,000,657円
合計	141,551,073円

残額 3,978,345円

**？ 違約金**  
「違約金」とは、契約内容に違反した当事者が、事前の合意に従って相手方に支払う金銭です。

**？ 遅延損害金**  
「遅延損害金」とは、金銭債務について、債務者が履行を遅滞したときに、損害を賠償するために支払われる金銭を言います。

**？ 繰上償還**  
「繰上償還」とは、債券や投資信託、事業融資などの資産において、予定の期日より前に償還や返済を行うことです。

**？ 国庫補助金**  
「国庫補助金」とは、国が地方公共団体に財政援助や特定の施策のための奨励として寄付金を送ることを言い、「国庫支出金」のひとつ。

令和2年8月、町は、大石田町町民交流センター建築(主体)工事及び尾花沢市消防署大石田分署建築工事に関する刑事事件の判決を受け、町建設工事請負契約約款に基づき、共同企業体の代表社に対し違約金の請求を行いました。その事務手続きが完了しましたので、手続き完了までの経過をお知らせします。

# 違約金請求事件の経過 手続き完了までの経過

## 違約金請求事件の経過

令和  
2年8月 町は、大石田町町民交流センター建築(主体)工事及び尾花沢市消防署大石田分署建築工事に関する刑事事件に対する、山形地方裁判所の判決を受け、町建設工事請負契約約款に基づき、共同企業体の代表社に対し違約金4億6553万4004円を請求。

2年10月 共同企業体の代表社(以降、「代表社」とする。)が反論し、契約約款通りの違約金が納付されなかった。したがって、町は違約金請求調停事件の申立てを行うため、臨時議会を招集し議決を得る。

2年11月 違約金請求調停事件の申立てを裁判所が受理。

3年3月 2回の調停が不調となったことから、訴訟提起に関する議案を町議会に追加提案し、議決を得る。訴状を裁判所に提出。

3年10月 裁判所は準備書面※1を確認し、双方に新たな主張及び反論がないことを確認。町に和解の意思があるか返答を求める。

3年11月 代表社は独自に違約金及び遅延損害金を算定し、大石田町町民交流センター建築(主体)工事に対し、7209万1140円を、尾花沢市消防署大石田分署建築工事に対し、1106万8054円を仮に支払った。(弁護士管理預り金口座に振り込み)

4年3月 裁判所及び被告弁護士に対し、町に和解の意思はなく、判決を希望する旨の通知を行う。

4年8月 判決。山形地裁裁判所は、大石田町町民交流センター建築(主体)工事について、代表社らに対し3014万2087円及び遅延損害金の支払いを命じ、尾花沢市消防署大石田分署建築工事について、代表社に対し2913万9018円及び遅延損害金の支払いを命じた。町は判決を受け入れる意思がないことを確認し、裁判所及び被告弁護士に対し、控訴する旨の通知を行う。

4年9月 判決確定。

4年12月 判決に基づき代表社が支払った違約金等が、弁護士管理預り金口座から町へ入金。

5年3月 違約金等の収入により町は、尾花沢市消防署大石田分署建築工事に係る地方債の一部について、借入先である地方公共団体金融機構への強制繰上償還は生じなかった。また、大石田町町民交流センター建築(主体)工事に係る国庫補助金(社会資本整備総合交付金)の一部について、国土交通省の命令により、1787万6000円を返還した。

5年7月 大石田町町民交流センター建築(主体)工事に係る地方債の一部について、借入先である地方公共団体金融機構への強制繰上償還は生じなかった。一方で、もう一つの借入先である山形県には強制繰上償還は生じなかった。

6年3月 大石田町町民交流センター建築(主体)工事に係る地方債の一部について、借入先である地方公共団体金融機構に4000万657円を任意繰上償還した。また、もう一つの借入先である山形県には強制繰上償還は生じなかった。

※1 準備書面とは、民事裁判にて、原告または被告が口頭弁論や弁論準備手続きにおいて陳述する内容を記載した書面のこと。